

# マイナンバーいよいよ動く

私たちがマイナンバー制度を利用していくには基本的に2段階の手続きが必要だ。

まず、10月以降に12桁の番号を記載した紙の「通知カード」が各世帯に郵送される。世帯人数分をまとめて世帯主あてに簡易書留で届く。後に必要になるので大切に保管しよう。

通知カードには番号のほか住所、氏名、生年月日、性別が記載されている。マイナンバー制度の運用が始まる2016年1月以降に市区町村の窓口などで番号の提示を求められた際に使用する。

2段階目が、来年1月以降に各市区町村が発行する「個人番号(マイナンバー)カード」の取得だ。市区町村の窓口で通知カードと引き換えに受け取ることができ、ICチップを搭載しているほか顔写真なども入るため、通知カードと違い

税と社会保障の共通番号(マイナンバー)が10月からいよいよ動き出す。国民向けに12桁の番号の通知が始まり、企業の対応も本番を迎える。制度の理解は十分に進んでいないが、今から備えればまだ間に合う。

企業はマイナンバーそのものを使う「利用事務」ではなく、利用事務に付随した「関係事務」を担うことになる。例えば、アルバイトも含む従業員の源泉徴収票や給与支払い報告書、健康保険の資格取得届などに番号を記載する作業だ。民間企業がやるべきことは、マイナンバーを安全に管理するための体制を整えることがほぼ全てと言って過言ではない。具体的にすべきことは、特定個人情報保護委員会が昨年12月に公表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に書いてある。

## 企業はどうすれば

## 個人はどうすれば

### 「通知カード」と「個人番号カード」

# 2段階の手続きが必要

身分証明書として使うことができる。当面、無料で交付される。有効期限は20歳以上は10年、20歳未満は5年。個人番号カードを受け取るかどうかは個人の自由だが、児童手当の申請など行政手続きの際にそろえる必要があった所得証明書や住民票など、それぞれのカードを受け取るにはいくつか注意が必要だ。通知カードは10月5日時点で住民票に記載されている住所に郵送されるため、引っ越し後に住民票を更新していない人は自宅でも受け取ることができない。住民票のある市区町村の窓口に取りに行くか、居住地の市区町村で再発行の手続きをする必要がある。総務省は住民票の異動を呼びかけている。

個人番号カードを受け取るまでに紛失した場合は市区町村の窓口で申請すれば再発行を受けられる。個人番号カードの発行を希望する場合は、通知カードと一緒に送られる申請書での申請が必要だ。申請書は必要事項を記入して顔写真を貼り、同封の返信用封筒で郵送する。申請書にあるQRコードをスマートフォンで読み取ればウェブ上で申請もできる。

申請すると、16年1月以降に、発行の準備ができたことを知らせる通知書が市区町村から届く。通知書と通知カード、本人確認書類を持って市区町村の窓口に行けば取得できる。窓口では暗証番号も設定する。住民基本台帳カードを持っていない人はこのときに返却することになる。

寝たきりなどで窓口まで出かけられない人は代理人が受け取ることもできる。カードを取得してから紛失した場合は再発行も受けられるが、手数料も必要になる。

会社員やアルバイトとして働く人は勤め先の企業から番号の提供も求められることになる。企業は源泉徴収票や支払調書に従業員の番号を記入する必要があるため、今年10月に番号が通知されれば企業は従業員の番号を集めることができる。

個人番号カードの発行は、企業が従業員の分をまとめて申請することもできる。市区町村の職員が現場に向いて本人確認をするなどすればカードを受け取ることができる。

### マイナンバー制度には2種類のカードがある

1. 「通知カード」の配布

2015年10月～

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 花子

住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成元年3月31日生 性別 女

通知カードには番号のほか住所、氏名、生年月日、性別が記載されている。

- 番号、住所、氏名など記載
- 10月5日時点の住民票の住所に郵送→現住所と異なると受け取れず

2. 「個人番号カード」の配布

16年1月～

個人番号カード

個人番号 花子

住所 ○○県○○市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成元年3月31日生 2005年3月31日まで有効

顔写真も入る。ICチップも搭載

- 原則、市区町村の窓口で発行
- 通知カード、交付通知書、本人確認書類が必要

写真は総務省提供

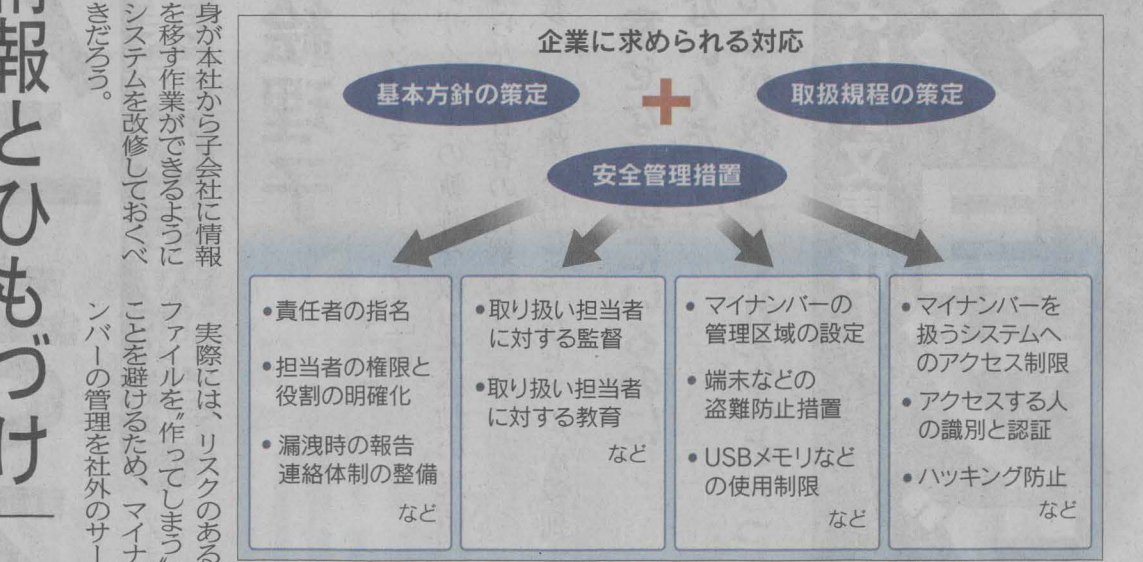
# 番号通知、準備大詰め

方法を明確にするための社内文書だ。その後、マイナンバーを扱うことができる取り扱い担当者(マイナンバー担当者)を指名する。マイナンバーを見ることができ、業務端末も限定し、その端末にアクセス権限をかける必要がある。ガイドラインは、端末をワイヤで机に固定したり端末の周囲をパーティションなどで囲ったりする物理的な対応も求めている。

こうした義務に違反して情報漏洩が起きた場合、特定個人情報保護委員会から立ち入り調査や勧告、是正命令を受ける可能性がある。もう一つ、企業が注意しなければならないことがある。既存の従業員情報のデータベースとマイナンバーのひもづけだ。

マイナンバー法は従業員の個人情報データベースにマイナンバーをひもづけし、その社員個人情報とマイナンバーをセットにして子会社に提供することも違反になる。

どうしても子会社に情報を移したい場合は、社員自身から提供してもらう必要がある。



# 既存の従業員情報とひもづけ 利用には厳しい制限

「10数年、会計や経理でクラウドサービスを活用するベンチャーや中小企業は増えている。マイナンバーも管理の行き届いたクラウドに預けて負担を軽くすることも「ベンチャーや中小」として有力な選択肢の一つになる」(ベンチャー専門の税理士)といえる。

「10数年、会計や経理でクラウドサービスを活用するベンチャーや中小企業は増えている。マイナンバーも管理の行き届いたクラウドに預けて負担を軽くすることも「ベンチャーや中小」として有力な選択肢の一つになる」(ベンチャー専門の税理士)といえる。



与党が検討している消費税率10%時の家計の負担軽減策としてマイナンバー制度を活用する案が出ている。財務省が考えた個人番号カードを使って飲食料品の購入額の2%を消費者に還付する仕組みだ。ただカードがどれほど普及するかは不透明で、別の方策を主張する公明党などの反対の声は多い。議論は難航している。

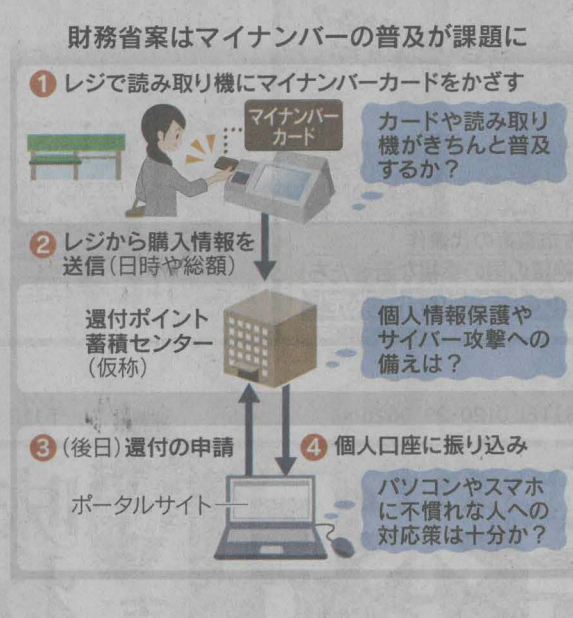
消費税率は所得の多い人にも少ない人にも同じ税率が適用されるため、所得が少ない人ほど負担感が大きい。与党は消費税率を10%に上げても飲食料品など生活必需品の一部については消費者の負担感を抑える制度の導入を目指している。

制度案として財務省が考えたのが「日本型軽減税率制度」。仕組みはこうだ。消費者はスーパーなどで酒

# 軽減税率、並行して検討

類を除く飲食料品を買ったとき、10%の消費税を含む代金を店に支払う。その際、レジに置かれた読み取り機に個人番号カードをかざし、支払額

## 消費税還付に財務省が活用提案



送付。このとき、カードのICチップに入っている個人を識別するための公的個人認証の符号も一緒にセンターに送る。センターでは符号ごとに購入の情報を蓄積する。

消費者は後日、自宅のパソコンなどから手続きをすれば、還付ポイントを現金化して本人名義の口座への振り込みを受けられる。消費者に還付する金額は年間で1人あたり4000円以上の上限を設ける方針だ。

財務省案では個人番号カードを買い物と還付手続きをする専用のインターネットサイトを利用する際の2つの場面が使われる。この案が実現すれば、日常的に個人番号カードに触れることになり

与党は財務省案に反対意見が根強いことを踏まえ、生活必需品の一部の消費税率を低く抑える軽減税率制度も並行して検討していく方針だ。

# 法人にもマイナンバー 行政や企業を効率化

マイナンバーの陰に隠れがちだが、企業にも10月から13桁の番号が振られることになる。これまでも、政

府は企業などの法人に番号をつけていたが、省庁など行政機関ごとにバラバラの番号だった。これを統一し

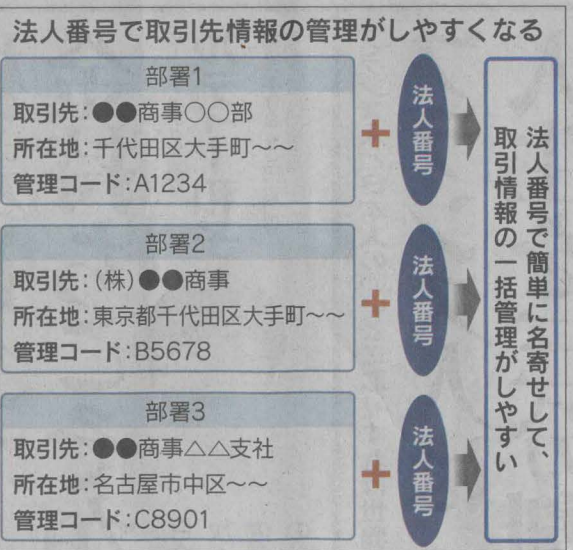


たくさんの人が参加した大阪府の事業者向けマイナンバー制度の説明会(8月、大阪市住之江区)

て、行政の効率化を図ろうというのが「企業版マイナンバー(法人番号)」の最大の目的だ。

法人番号の対象は企業のように設立登記された法人や国の機関・地方自治体、税務署に何らかの申告書を出しているその他の団体などだ。番号の通知書は10月22日に国の機関や東京23区内の企業などに発送されるのを皮切りに、11月25日まで複数回に分けて送られる。

個人が対象のマイナンバーとの最大の違いは、どの法人にどの番号がつけられているかという事が常に公開され、誰でも自由に番号を使える点だ。ネット上で検索することもできる。政府が開設計定の「法人



番号公表サイト」で検索すれば、番号に対応する法人の①名称②本店所在地③法人番号の3つの基本情報を調べることができる。公表は10月26日から始まる。

行政手続きでの活用は来年2016年1月に税の分野から始まる。例えば法人税の申告なら、16年1月以降にスタートする事業年度からが対象になるため、実際に申告書に法人番号を記載する作業は17年からのことだ。

行政側から見れば、機関ごとにバラバラに持っている企業の情報が法人番号でつながることになる。例えば入札参加資格や許可の取得状況などの状況確認が簡単になり、行政事務が効率化される可能性がある。

民間企業でも法人番号は活用の余地がありそうだ。取引先情報では、社内の部

## 経営層の関心、盛り上がりならず

# 中小企業、対応に遅れ

「夏から商談や導入が本格化する」。「8月が対策の天王山になる」。マイナンバー制度の開始に合わせ、大手に続き中堅・中小企業の対策がこの夏までに進むとの見方が当初広がっていた。だが蓋を開けてみると、大手は準備が進んだものの、中堅・中小は遅れが目立っている。

企業は従業員と扶養家族

に割り振られた個人番号を「収集」し、源泉徴収票などに書き込んで「使用」したうえで、一定期間だけ番号を「保管」後、「廃棄」する。企業は4段階で専用システムを用意することが求められている。今年10月には番号の通知が始まる。もっとも、直ちにすべての業務を終える必要はない。従業員と扶養家族の個

人番号を「収集」して個人確認書類と照合する作業は、10月から必須になる。来年1月1日以降に退職する従業員の退職金払いや臨時で雇ったアルバイトの給与明細などには、番号を記載しなければならない。

一方、従業員の源泉徴収票に番号を記載して役所に提出するといった作業は年末調整の時期になると

答えた企業の担当者は全体の20・6%にとどまった。記述回答では「経営層に重要性を理解してもらえない」「不明点があっても相談相手がいない」という声もあった。企業の担当者が経営層の無理解もあって、社内の協力を得にくい状態に置かれているようだ。

しかも、地域差も大きい。地方に拠点を構える中小企業の準備が進んでいない。マイナンバー対策を巡る商戦はそれゆえ、地方の中小企業が今も主戦場となっている。

NECや大塚商会、オー

ビックなどIT(情報技術)各社は、中小向けシステムを展開する。国内企業のうち中小は99・7%、3885万3000社にのぼる。中小の制度対応には数十万、数百万円の投資が必要とみられており、これを取り込む作戦だ。各社は全国各地でセミナーを開き、意識向上に注力している。

セコムは横浜銀行など71の地方銀行と連携し、中小企業の制度対応を支援する。各行から取引先の紹介を受け、番号の収集・管理などを一括代行することを